

令和8年7月更新版

公害診療／調剤／訪問看護における 「オンライン資格確認」の取扱いについて

公害認定患者様の診療等につきましては、日頃からご尽力をいただきまして深く感謝申し上げます。

令和8年度の診療報酬改定により、**医科・調剤**について「**医療情報取得加算**」及び「**医療DX推進体制整備加算**」が「**電子的診療(調剤)情報連携体制整備加算(新設)**」に再編・統合されました。

新たな加算についても、「**医療情報取得加算**」及び「**医療DX推進体制整備加算**」と同様に、公害診療／調剤／訪問看護報酬請求は健康保険法第3条第13項に定める「**電子資格確認**」の仕組みの対象外となるため、算定することはできません。

つきましては、レセプト作成の際、以下の加算は含まずご請求いただきますようお願いいたします。なお、レセプトに以下の加算が含まれていた場合は、審査前に項目削除となりますのでご了承ください。(決定通知書の増減額にも記載はされません。)

大変お手数をおかけいたしますが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

《公害診療／調剤／訪問看護報酬請求の対象とならない加算》

医科：電子的診療情報連携体制整備加算(初診・再診)(新設)
在宅医療DX情報活用加算(継続)

※明細書発行体制等加算について

令和8年度診療報酬改定により、明細書発行体制等加算については電子的診療情報連携体制整備加算の届出を出している医療機関は健康保険制度では算定できないこととされましたが、公害診療報酬においては届出を出している場合であっても明細書発行体制等加算の算定要件を満たす場合は、明細書発行体制等加算の算定可とします。

(ただし明細書発行体制等加算については、医科点数表にある通り、診療所に限ります)

調剤：電子的調剤情報連携体制整備加算(新設)

訪看：訪問看護医療DX情報活用加算(継続)